

## 審査請求書

平成30年12月18日

豊橋市長 佐原 光一 様

審査請求人

〒441-1101豊橋市賀茂町字石城寺4番地6

寺本 泰之

(連絡先 090-8458-7575)

次のとおり審査請求します。

### 1、審査請求に係る処分

平成30年9月25日付の審査請求人に対する公文書非公開決定通知書(30豊協働第53号)(事実証明書1)に関する処分

### 2、審査請求に係る処分があったことを知った年月日

平成30年9月26日

### 3、豊橋市情報公開条例第10条第2項に該当「請求にかかる文書は存在しないため」とした処分を取り消すとの裁決を求める。

### 4、審査請求の理由

(1)請求人は、平成30年9月22日付で「平成29年度豊橋市市民センター収支計算書4月～3月毎月の人件費内訳がわかる資料の一切。及び連絡協議会議の会議録(年度内のすべて)」を情報公開請求した。この請求に対して1、に記載する通りの処分を受けた。

(2)豊橋市は、公開しないこととした理由を「請求にかかる文書が存在しないため」としている。

(3)しかしながら、非公開理由として挙げた豊橋情報公開条例10条2項(以下、本条例という)に該当しない。不当な処分である。

豊橋市が非公開理由に挙げる「文書が存在しない」が意味するところは、豊橋市が文書の請求を豊橋市民センター指定管理者である特定非営利活動法人ビリーブ（以下ビリーブ、という）から文書を取り寄せていない、という意味に過ぎない。文書自体は存在するのである。豊橋市は、ビリーブより当該公開請求文書を取り寄せる義務があるにもかかわらず取り寄せていないということである。このことは、豊橋市は、契約を順守せず、職責を果たしていない、職務怠慢の行為である。

本件非公開処分は、本条例の目的は「市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにする」ところにあり、個人のプライバシーが守られるよう最大限に配慮されるとともに、公開を原則とし、非公開とする情報は必要最小限にとどめるべきである」とする目的に違反しているので、豊橋市はビリーブより不存在とした文書を取り寄せ公開すべきである。

その理由を以下に述べる。

- ア、豊橋市民センターは平成 29 年度よりビリーブが指定管理者として管理運営を行っている。
- イ、豊橋市は、ビリーブを豊橋市民センターの指定管理者選定にあたって「豊橋市民センターの管理に関する協定書」（事実証明書2）をビリーブと提携している。当該協定書第 2 章第11条には「募集要項等及び提案書に従って管理業務を実施するものとする」と定めている。
- ウ、また、第 4 章第 23 条、第 24 条、第 25 条、第26条、第 27 条には、豊橋市がビリーブの業務実施状況を確認することを目的として管理物件に立ち入ることができる、収支状況等について文書等で説明を求めることができる、と定めている。また第8章40条には「報告書は書面により行わなければならない」と定めている。
- エ、豊橋市民センターは、平成 29 年度の 1 年間にパワハラなどで 7 名のパートスタッフのうち 3 名が労働基準局監督署に相談にいつている。彼女らの訴えに、労働基準監督署は指導をビリーブに行っている（事実証明書 3）。ところがビリーブは、その指導に応じることなく未解決のままという労働環境にあった。
- オ、結局、そのうち職員であった 1 名（賞与受給者）は合理的理由もなく一方的に社員からパートへ降格され（事実証明書4）、のちに年度末に解雇された。賞与対象者が 3 人から2人になり、降格により社員給与約24万円が14万円減らし10万円になりながらその後の月額人件費は減っていない。顕著なのが当年 11 月の賞与月が本来なら7月より少ないのが当然と思われるが逆に100万余り増えている。（平成 29 年度市民センター収支決算書：事実証明書5）。募集要項及び提案書に記載された人件費から算出される人件費よりも突出した多額の金額が計上されている。これは提案書に反する行為と言える。このことは当

該協定書第2章第11条に違反する。

- カ、以上のエ、オのような状況について市民より問題だ、とする声が多く上がり、内情を明らかにするよう署名活動をしようとする声もあった。豊橋市はこうした住民の不振や疑問に対して説明責任がある。
- キ、情報公開請求も行われたが、それに対して豊橋市は非公開とした。しかし、審査請求人は個人名を求めているのではなく、人件費の内訳のみを求めている。ビリーブが豊橋市民センター指定管理者応募にあたって提出した事業計画書(事実証明書6)の添付資料には役員報酬12,000,000万円、個人名江川和郎まで明記されており、それが公開とされている(事実証明書7)。今回の非公開処分とは著しく不整合であり納得できない。
- ク、豊橋市は、ビリーブによる管理業務を適正・円滑に実施するためとして当該協定第26条の規定に基づき「豊橋市民センター連絡調整会議設置要綱」(事実証明書8)を定め、豊橋市民センター連絡会議を設置している。審査請求人が公開請求する会議録とは、ここに述べられている連絡会議議事録である。豊橋市民センターの管理業務が円滑・適正に行われているかどうかについて豊橋市民には知る権利がある。

以上ア〜クから豊橋市が行った処分は、市の説明責任を放棄し、市民の知る権利をないがしろにした行為であり容認できない。

- (4) 本件処分により審査請求人の知る権利は侵害され、等しく行政への市民参加を阻む行為は豊橋市民にとっては大きな不利益である。
- (5) 以上の点から非公開の取り消しを求めるため、本審査請求を提起した。

## 5、処分庁の教示の有無及びその内容

本件非公開決定の通知によって、「この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊橋市長に対して審査請求をすることができます。」との教示をうけた。

## 6、詳しくは意見陳述の場で述べる。収支報告書に見る違法性についても説明する。

## 6、提出書類

- (1) 事実証明書1 公文書非公開決定通知書(30豊協働第53号)
- (2) 事実証明書2 豊橋市民センターの管理に関する協定書
- (3) 事実証明書3 労働局長の助言・指導処理表
- (4) 事実証明書4 職員人事について
- (5) 事実証明書5 平成 29 年度市民センター収支決算書
- (6) 事実証明書6 ビリーブが豊橋市民センター指定管理者応募にあたって提出した  
事業計画書
- (7) 事実証明書7 申請書添付書類
- (8) 事実証明書8 豊橋市民センター連絡調整会議設置要綱